議案第57号

守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会条例案

守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。
 - (1) 消費生活センター相談業務を委託する事業者(以下「事業者」という。)の選定の基準の策定に関する事項
 - (2) 事業者の選定に係る審査に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項 (季員)
- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、前条の事務が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (解嘱等)
- **第4条** 委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、審査しようとする事業者の選定に係る公募に参加したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、消費生活センター主管課において処理する。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (この条例の失効)
- 2 この条例は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。